

# 恵庭市指名競争入札参加者指名基準の取扱いについて

平成 15 年 4 月 1 日実施

平成 16 年 4 月 1 日一部改正

平成 18 年 9 月 1 日一部改正

## 1. 制定の目的

指名競争入札を行なうに当たっては、業者選定が公正に行なわれることが不可欠であり、恣意的な判断が入ることを未然に防ぐために恵庭市指名競争入札参加者指名基準（平成 7 年訓令第 3 号。以下「指名基準」という。）の第 4 に規定する「指名の制限」についての具体的な運用基準を定めて、より一層の透明性、客観性及び公正性の確保を図るものとする。

## 2. 指名に当たっての具体的な運用基準

指名基準に定める第 4 の指名の制限に掲げる具体的な取扱い事例を以下に例示する。

区	分	具 体 的 な 事 例
一 不 誠 実 な 行 為 が あ る 者	ア. 恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領に基づき指名停止の措置を受けている者	<ul style="list-style-type: none"> <li>指名停止処分の決定を受け、その期間中のとき。</li> </ul>
	イ. 工事請負契約書に基づく発注者の措置要求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実である者	<ul style="list-style-type: none"> <li>指名停止要件には該当しないが、工事施工中等に指名することが不適切と判断される行為があったと認定（工事所管課から報告書の提出を受け、工事指名選考委員会に諮り、出席者全員の同意を得た日）された日から 1 カ月を経過しないとき。</li> <li>* 「不適切と判断される行為」とは工事施工中において、正当な理由がないのに市の現場監督者の指導・注意に従わなかったり、それらの行為を何回も繰り返し反省が見られない等の行為を指す。</li> </ul>
	ウ. 市の発注工事について、関係行政機関からの情報により下請負契約関係が不適切であることが明確である者	<ul style="list-style-type: none"> <li>下請に発注したのにも拘らず、その下請選定通知書の提出がされていないとき。</li> <li>下請選定通知書の内容に虚偽記載があったり、あるいは履行がされていないとき。</li> </ul>
	エ. アからウまでに掲げる者のほか不誠実な行為のある者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市が発注する工事等の契約に関し、次の掲げる行為をしたとき。 <ul style="list-style-type: none"> <li>事実と相違するような情報をマスコミなどに提供し、そのことが行政の信用を大きく失墜させる恐れが非常に高いと判断できるとき。</li> </ul> </li> <li>● 市税を滞納している場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者本人ばかりではなく、法人にあつては代表取締役社長が滞納していること。ただし、16 年度より適用するものとする。</li> </ul> </li> <li>● その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>市職員に対して暴言、暴行など高圧的な態度で威圧したことが客観的に認められること。</li> <li>警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続しているなど明らかに契約の相手方として不適当であると認められること。</li> <li>その他、法令に違反している等、契約の相手方として不適当であると認められること。</li> </ul> </li> </ul>
二	経営状況が著しく不健全である者	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社更生法、民事再生法を受けたとき。ただし、再認定を受けた者は除く。</li> <li>信用情報機関等（帝国データバンク、銀行）などからの情報により、経営状況が切迫している状況にあると認められるとき。</li> </ul>
三	工事施行成績が不良である者	<ul style="list-style-type: none"> <li>恵庭市発注の工事成績が 65 点未満であるとき。</li> <li>* 上記の対象は、当該評定を受けた工事の工種に限定するものとする。</li> </ul>